

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

## 預金口座解約手続きの簡素化 及び 「千葉銀行 通帳アプリ」利用規定改定のお知らせ

当行では、お客さまの利便性向上のため、残高が一定金額未満の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金口座の解約において、届出印の押印を不要とする等の手続きの簡素化を実施いたします。

また、これに伴い、「千葉銀行 通帳アプリ」利用規定の改定を行いますので、併せてお知らせいたします。改定後の規定は、当行ホームページに掲載させていただきます。

### 記

#### 1. 取扱開始日及び規定改定日

2021年2月1日（月）

#### 2. 口座解約手続きの簡素化について

##### (1) 対象のお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

##### (2) 対象口座

残高1万円未満の普通預金口座※、貯蓄預金口座、納税準備預金口座

※ 用途が限定されている専用口座等、一部対象外となる場合がございます。

##### (3) 取扱内容

従来、口座の解約手続きは、届出印の押印を必要としてきましたが、取扱開始日以降は、本人確認書類等により本人確認が可能な場合には、解約依頼書への届出印押印を不要といたします。

また、通帳・キャッシュカード等を紛失されている場合の喪失届等の手続きも不要といたします。

##### (4) ご持参・ご提示いただくもの

- ・通帳、キャッシュカード（いずれも、発行されている場合で、紛失していない場合）
- ・運転免許証等の本人確認書類

#### 3. 「千葉銀行 通帳アプリ」利用規定の改定について

下記のとおり規定の改定を行います。

改定後	改定前
10. 預金の預入・払戻し等 (5) 本サービスご利用口座を解約する場合は、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。 <u>ただし、本サービスご利用口座のうち、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章の押印に代えることとします。</u>	10. 預金の預入・払戻し等 (5) 本サービスご利用口座を解約する場合は、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。

※上記は改定部分のみを記載しております。

以 上